

## 経営移譲年金が支給停止とならない事由について

Q 他人に貸し付けたり、転用する場合の注意事項（特定処分対象農地等の扱い）

A 後継者に貸し付けて経営移譲した農地等（「特定処分対象農地等」といいます）の全部又は一部が返還された場合には、原則として、返還を受けた日の属する月の翌月から経営移譲年金が支給停止となり、特例支給の農業者老齢年金が支給されます。

当該措置は、特定処分対象農地等については所有権が留保されており、経営移譲後において特定処分対象農地等が親に返還されて転用される等した場合、後継者の農業経営の安定に支障をきたし、当初の目的である農地保有の合理化に反する事態が生ずることが懸念されることから、このような事態の発生を防止する必要があるからです。

なお、特定処分対象農地等の返還を受けた場合であっても、次の事由に該当する場合には、農地保有の合理化の見地からみて不相当とはいえないため、経営移譲年金の支給は停止されないこととなっています。

この場合には、特定処分対象農地等の返還届出及び特定処分対象農地等処分届を提出する必要があります。（返還を受けた農地等について、面積等の制限があるものもあるので注意すること）

1. 後継者の死亡、障害により返還を受けた場合（旧政令第12条の2、旧省令第35条の3第1号）
2. 疾病等による療養、就学、公職への就任、懲役刑等により一時的に他市町村に住所変更した場合（旧政令第12条の2、旧省令第35条の第2号）
3. 土地収用該当事業等のために収用又は使用される場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第3号）
4. 災害により耕作を行うことが困難となった場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第4号）
5. 一団の農地の一部が、土地収用該当事業等のための収用又は使用、地方公共団体等が行う住宅経営又は災害による耕作困難となったことにより、残余農地が効率的に利用することが困難となった場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第5号）
6. 起業者のあっせんにより、土地収用該当事業等の代替地として提供する場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第6号）
7. 地方公共団体等が住宅を必要とする者に対し賃貸又は譲渡する目的で行う事業に供する場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第7号）
8. 地方公共団体等が林道を設置する場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第7号）

9. 受給権者の住宅が土地収用該当事業用地となったこと等により、その土地に代えて受給権者の住宅用地とする場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第8号）
10. 災害時に鉄道、ガス等のライフライン、応急仮設住宅等の敷地として提供する場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第9号）
11. 農作物の生産調整や国土の保全のための植林をする場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第10号）
12. 砂利採取、試験研究等のため3年以内の間、一時的に転用する場合（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第11号）
13. 農業用施設（農産物の加工、販売等施設を含む）用地にする場合（旧政令第12条の2第1号ロ、旧省令第35条の2、第35条の4、第35条の5、第35条の6）
14. 買換え（交換）をする場合（旧政令第12条の2第1号ハ、旧省令第35条の2、第35条の7、第35条の8）
15. 借換えをする場合（旧政令第12条の2第1号ニ、旧省令第35条の9、第35条の10、省令第35条の11、第35条の12、第35条の13）
16. 適格な第三者又は他の直系卑属に対して経営移譲をやり直した場合（旧政令第12条の2第1号ホ、旧省令第35条の2、第35条の14、第35条の15第1号）
17. 次・三男等の住宅用地とする場合（旧政令第12条の2第1号ホ、旧省令第35条の2、第35条の14、第35条の15第2号）
18. 耕作又は養畜の態様を変更したことにより返還を受けた農地を、特定譲受者に対して権利の移転又は設定を行う場合（旧政令第12条の2第1号ヘ(1)、旧省令第35条の2、第35条の17）
19. 後継者が他の農地を取得し農地の集団化が図られたことにより返還を受けた農地を、特定譲受者に対して権利の移転又は設定を行う場合（旧政令第12条の2第1号ヘ(2)、旧省令第35条の2、第35条の2、第35条の18）
20. 市町村作成の農用地利用集積計画等に従って、特定譲受者に対して権利の移転又は設定を行う場合（旧政令第12条の2第1号ヘ、旧省令第35条の2、第35条の19）
21. 譲受後継者の世帯員の死亡等により、特定譲受者に対して権利の移転又は設定を行う場合（旧政令第12条の2第1号ヘ、旧省令第35条の2、第35条の20、第35条の21）
22. 後継経営移譲した農地の一部を特定譲受者へ分割移譲する場合（旧政令第12条の2第1号ト、旧省令第35条の2、第35条の22、第35条の23）
23. 体験農場、市民農園、ふれあい体験宿泊施設等に供される場合（旧政令第12条の2第1号チ、旧省令第35条の2、第35条の24、第35条の26）
24. 経営移譲を受けた後継者の住宅用地とする場合（旧政令第12条の2第1号チ、旧省令第35条の2、第35条の25、第35条の27）

25. 公民館その他の集会施設、公園、広場、集落道、下水道施設等にする場合（旧政令第12条の2第1号チ、旧省令第35条の2、第35条の24、第35条の28）
26. 地方公共団体が作成する計画に従い整備される就業機会の増大に寄与する工場、流通業務施設、商業施設、伝統工芸館、郷土資料館、都市農村交流のためのスポーツ・レクリエーション施設等にする場合（旧政令第12条の2第1号リ、旧省令第35条の2、第35条の29、第35条の30）